

## 「令和5年度 労働行政のとりのくみ」

～ 誰もが安心して将来に希望を持って働くために！ ～

新潟労働局・新発田労働基準監督署

少子高齢化・生産年齢人口の減少という構造的な課題がある中で、一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会を作るためには、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会の実現が不可欠であり、そのためには、『人への投資』を強化する必要があります。

このため、人材育成、挑戦できる労働市場の整備、賃金引上げの支援に積極的に取り組むことが重要となります。

令和5年度新潟労働局においては、前述の労働行政を取り巻く情勢を踏まえ、昨年度に引き続き「新潟で働く誰もが安心して将来に希望を持って働くこと」ができるよう、行政を展開しつつ、特に以下の重点施策を展開してまいります。

また、新発田労働基準監督署においても、重点施策について関係機関と連携し事業場および地域に密着した行政運営を行ってまいります。

### 【令和5年度の重点施策】

#### 1 労働者が安心して働くことができる職場環境づくり

- (1) 長時間労働の抑制
- (2) 労働条件の確保・改善対策の推進
- (3) 労働者の安全と健康確保対策の推進
- (4) 最低賃金制度の適切な運営
- (5) 労災補償の適正な実施
- (6) 労働保険適用徴収の適正な運営

#### 2 オンラインによる職業紹介の推進と多様な人材の活躍推進

- (1) 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化に向けた対応
- (2) 新規学卒者等に対する就職支援
- (3) 就職氷河期世代の活躍支援
- (4) 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援
- (5) 高齢者の就労・社会参加の促進
- (6) 障害者の就労支援

#### 3 誰もが働きやすい活力ある雇用環境の整備

- (1) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進および雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保(同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組)
- (2) 総合的なハラスメント対策の推進

## 着任のご挨拶

新発田労働基準監督署 署長 かなまるこうや 金丸浩也

令和5年4月1日付けで新潟産業保健総合支援センターから異動して参りました。新発田署には監督課長で2年間勤務した以来10年ぶりとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

ようやく新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され、経済情勢の変化についても多数報道がなされているところであり、新発田労働基準協会の皆様の職場におかれても変化への対応を図られていることと思います。今年度の労働基準行政のとりくみである、非正規労働者の賃上げ、時間外・休日労働の上限規制猶予業種の対応、第14次労働災害防止計画の展開、化学物質暴露防止の普及につきましてもご理解をいただき、とりくみいただきますようお願い申し上げます。当署では、これらの法制度及び支援事業に関する情報提供を行っていきたくと考えております。また、ご相談への対応も行っていきたいと考えております。会員皆様の安心安全な職場づくりをサポートできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 着任のご挨拶

新発田労働基準監督署 安全衛生課長 いごしやすお 井越康夫

令和5年4月1日付けで長岡労働基準監督署の安全衛生課から異動して参りました。新発田署には平成17年度に2年間勤務し当署安全衛生課は2度目の着任となります。

今年度は様々な社会・経済情勢の変化への新たな対応をさらに進めるべく会員の皆様におかれましても職場の安全と健康の確保、快適な作業環境の確保に日頃よりご理解とご尽力をいただいておりますこと感謝いたしますとともに、職場の一人ひとりが認識し自発的に安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保・育成の観点からも今後重要視される場所です。そのためには、皆様のご協力あって円滑な行政運営ができるものと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。



## ○労働相談の状況○

令和4年度に新発田労働基準監督署に寄せられた労働相談の件数は1135件であり、前年度の1144件と比較してほぼばいでした。新型コロナウイルスの影響による休業手当や賃金不払に関する相談が減少する一方で、残業時間増加に伴う労働時間や賃金不払残業に関する相談が増えてきました。

労働相談の内容として、「解雇・退職関係」の割合が最も高い状況は例年と同様です。

また、有給休暇の年5日取得義務が広く周知されてきた一方で、まだ定着できていない事業場が多数あるため、「休暇等」の相談件数は増加しています。

「賃金」、「労働時間」に関する法令は最も基本的なものですので改めてその順守をお願いいたします。

相談項目	令和3年度	令和4年度
賃金関係	204	164
最低賃金関係	14	14
賃金不払残業	24	51
解雇・退職関係	213	172
労働時間	141	152
休暇等	79	98
就業規則	15	3
労働安全衛生法	66	139
その他	388	342
合計	1144	1135

### 新発田労働基準協会

〒959-2642 胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）

TEL 0254-43-2330 FAX 0254-44-8561 HP <http://shibatrouki.web.fc2.com/>